

互助会申請基準について

1. 申請可能なもの

互助会では、負傷疾病の際に治療費の自己負担金に相当する額を給付することとしています。

ただし、給付上限があります。(歯科治療は特別な場合を除き対象外)

2. 申請対象外のもの

下記の項目に該当するものについては、申請対象外となります。

- ・ 診療月の翌々月末日を超えての申請
- ・ 保険適用でないもの
- ・ 整骨、あんま、マッサージ、指圧、鍼灸、美容整形等
(事前に互助会の承認を受けたものを除く)
- ・ 医療保険で医療費の全額に相当する給付を受けることができる者
- ・ 自動車賠償責任保険その他原因者負担等によって医療費の支払を受けた者または支払を受けられる者
- ・ 歯科診療(正課、学校行事、課外活動中の事故に起因する歯科診療を除く)
- ・ インフルエンザ等の予防接種
- ・ コンタクトレンズ購入の為に定期検査
- ・ 健康診断
- ・ 学内健康診断の再検査以外の検査
- ・ 疾病、傷害の検査のみ

※何らかの疾病、傷害と診断され治療が始まった場合は、検査を含め、互助会の申請対象となる(申請可能な診療月に限る)。